

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 和 島 美 枝 子

奈良県人事委員会規則第七号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「条例」を「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年十二月奈良県条例第十五号）第三条の規定による改正前の条例（以下この項において「旧条例」という。）」に、「される」を「されていた」に改め、同項第四号中「条例」を「旧条例」に、「される」を「されていた」に改める。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二（附則第10項関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	4種		
1年未満	円 177,200	円 36,500	円 42,000
1年以上2年未満	177,200	36,500	39,900
2年以上3年未満	177,200	36,500	37,800
3年以上4年未満	177,200	36,500	35,700
4年以上5年未満	177,200	36,500	33,600
5年以上6年未満	177,200	36,500	31,500
6年以上7年未満	177,200	35,200	29,400
7年以上8年未満	177,200	34,000	27,300
8年以上9年未満	177,200	32,700	25,200
9年以上10年未満	177,200	31,400	23,100
10年以上11年未満	177,200	30,200	21,000
11年以上12年未満	177,200	28,900	18,900
12年以上13年未満	177,200	27,700	16,800
13年以上14年未満	177,200	26,400	14,700
14年以上15年未満	177,200	25,400	12,600
15年以上16年未満	177,200	24,400	10,500
16年以上17年未満	175,400	23,500	8,400
17年以上18年未満	173,500	22,500	6,300
18年以上19年未満	171,700	21,500	4,200
19年以上20年未満	169,900	20,500	2,100
20年以上21年未満	168,100	19,500	
21年以上22年未満	161,400	19,100	
22年以上23年未満	153,900	18,700	
23年以上24年未満	146,200	18,000	
24年以上25年未満	138,500	17,600	
25年以上26年未満	130,800	17,200	

26年以上27年未満	121,500	16,700	
27年以上28年未満	112,100	16,300	
28年以上29年未満	102,700	15,800	
29年以上30年未満	93,300	15,500	
30年以上31年未満	83,500	15,300	
31年以上32年未満	73,700	14,800	
32年以上33年未満	63,400	14,200	
33年以上34年未満	51,800	13,600	
34年以上35年未満	40,300	13,100	

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以降の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「4種」とは第2条第1項第4号の職を占める職員をいう。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 253,100	円 52,100	円 60,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	57,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	54,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	51,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	48,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	45,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	50,300	42,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	48,500	39,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	46,700	36,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	44,900	33,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	43,100	30,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	41,300	27,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	39,500	24,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	37,700	21,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	36,300	18,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	34,900	15,000
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	33,500	12,000
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	32,100	9,000
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	30,700	6,000
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	29,300	3,000
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	24,500	

26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	23,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	21,200	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	19,400	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	18,700	

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以降の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和七年十二月二十五日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則附則別表第一及び別表第一の規定は、令和七年四月一日から適用する。